

無謀な武田「工事説明会」

(一出席者)

説明会場の入り口で

8月28日につづき、29日(金)には鎌倉市岡本1500番地のマンション集会所で、武田薬品工業の新研究所建設の工事説明会がおこなわれた。

武田薬品と竹中工務店連名による「工事説明会」の案内は、近接のマンションと、おなじく工事予定地近くの植木町内会から区域限定で流されたもようで、案内は町内会の5分の1にも満たない範囲の住民に限られた。鎌倉市の条例にある周辺住民(工事予定地の50m以内)の記述部分の一部分だけをねじまげて引用し、説明対象者の規準を設けたらしい。

工事説明会会場入り口で氏名と住所を記帳させるのは異例とはいえないが、28日と同様に、主催者が入場者の住所によって入場を規制したため、会場入り口では開催を聞いて出向いた住民の一部が武田薬品社員に呼び止められたり、さらに言い合いの末に入場したりあるいは排除されたりして一時騒然とした。ちょうど説明会に出席するため居合わせた近隣のご婦人がその異様さに驚いたと言っていた。

説明内容と質疑

奥の席に、主催者側の武田薬品と竹中工務店社員約10名と、設計会社等関係者および発言収録の担当者含め約20名が席につき、19時には住民側約50人が席についた。

武田薬品の挨拶(研究所の目的についても言及)が5分余り、竹中工務店による工事説明(用地、建屋概要、工事日程、テレビ放送用電波障害調査結果、工事用車両の運行路などを説明)が20分強おこなわれて、質疑に入った。

質疑は主に工事を請け負う竹中工務店と住民の間で行われ、アスベスト撤去作業の問題、汚染土壌の搬出の問題、隣接する病院建設工事とダブリ工事ならびに工事車両による渋滞問題等について質問が出された。また武田薬品には、研究所の規模が巨大すぎるので縮小すべきとの意見、環境アセス審査継続中であるのに工事日程を決める事への疑義、アセス終了後の工事説明の有無を明らかにするように、といった意見が出された。20時になり司会者は、質疑を終えようとしたが、住民側が、ぞくぞく手をあげて発言を求め、質疑は予定の20時を20分ほどオーバーして終了した。

結びに際し藤沢駐在の武田社員より、「今後、町内会で要望あれば説明会を持つ」との内容のあいさつがあった。

武田側の態度は前夜と変わった?

8月28日の藤沢の高谷会館における工事説明会と比較し、鎌倉のグランマークス自治会の集会所を会場にした29日の工事説明会では、設定区域外の住人にたいする入場阻止の姿

勢は多少緩和もし、番地だけでは設定区域外かどうか分かりづらい面もあったようだ。氏名、住所を記入後に呼び止めて阻止するとの意志は同様であるが、来場者が来場理由を強く表明し、説明を聞く必要性とか住民としての権利を主張すると、それ以上の執拗な制止は取りやめて、(一部例外を除けば)入場を許した。それにしても参加者氏名・住所の入場口での記載を一部市民の締め出しなどに3度使わせてはならないことであり、前夜とは締め出し要員も少なかったこの違いは、高谷で入場阻止した住民を20から30人も発生させた暴挙に、10名余の市民が長時間にわたり最後まで町内会役員と武田薬品にむけ抗議した結果であろう。

藤沢市の監督行政に甘さ

連日にわたりこのような混乱をもたらした責任は監督行政にもあるというべきである。28日夜の高谷の暴挙は翌日午後には藤沢市役所に通知されている。行政から武田へ忠告などが無く同じことを29日も繰り返したのは不可解なことだ。

武田は鎌倉市の条例もわざわざ引用しているようだが、周辺住民として「事業区域の境界線からの水平距離が50メートル以内における土地所有者等」との条文はあるものの、それ以外にも周辺住民の規定はあって、高い建築物の日影になる住民も、電波障害を受ける住民も、研究所建物の外壁から水平距離86m以内の住民も、工事車両の通行路と定める道路に沿って居住する住民も、こぞって50m以内の周辺住民と同等に条例には記載されているのをみれば明らかである。

また、条例に周辺住民という用語の規定があるとはいえ、それに該当しない市民について工事説明会への参加を阻止してもよいといった意味あいも条例にはまったく無い。また、そのような前例も聞いたことも無い。その意味で、武田薬品と工事を請け負う竹中工務店は、鎌倉市内で工事計画を届け出る資格があるかどうかきわめて疑わしい。

武田からは最後に「今後、町内会で要望あれば説明会を持つ」との内容のあいさつがあった。藤沢市の指導要綱や鎌倉市の条例は、工事説明を義務付けていると思うが、決して対象を町内会や自治会に限定しておらず、このような発言は誤解の元である。

環境アセスの最中になぜ「工事説明会」か？

以上が8月29日の概略であるが、実は、より大きな問題がある。そもそもこの時期にこのような説明会を開くこと自体、問題であったというべきである。

環境アセスメントが終了してないばかりか、審査会の審査が進行している最中ではないか。そのような状況で、環境アセスメントと平行して工事計画を掲示し、環境アセスメントと平行して工事説明会を開催して、何をどう「説明」するというのか？

「住民が工事実施を理解した」「住民意見を取り入れて計画案を是正した」「反対は少数だ」等々といっても、環境アセスの進捗具合についての報告はおろか、武田薬品なりのアセス結果予測などの説明も無いまま、その先の工事の内容を説明して、住民の理解を得ら

れたとか、得られなかったとかの説明会報告を、行政ははたしてまともに受け付ける予定なのであろうか？

掲示を許可したことも含め、藤沢市の行政指導は指導要綱に違反した疑いがある。市が武田薬品と協議の結果なぜそのようにしたか、しっかり確認する必要がある。

「周知を図る必要がある地域」が県のアセスの規則で事業地から半径3 km以内と設定されているが、少なくともその区域が3市にまたがる以上、県のアセスに平行して工事開始日の11月1日を告知できるとする法的根拠は、県の規定にしか無いと思うが、藤沢市は県のどのような規定と照合して指示をだしたのか教えてほしいものだ。

県の規定に告知指示ができる規定があったとしても、武田薬品の行った暴挙は許されないものである。

以 上

鎌倉市の開発手続きの条例は、同市HPにて、

http://www.kamakuracity-reiki.on.arena.ne.jp/reiki_int/reiki_honbun/aj10006921.html

(8) 周辺住民 次に掲げる者をいう。ただし、近隣住民を除く。

ア 建築物の敷地境界線からの水平距離が15メートル以内における土地所有者等

イ 事業区域の境界線からの水平距離が50メートル以内における土地所有者等

ウ 建築物(当該建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類する工作物を含む。)により冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影を生ずる範囲における土地所有者等

エ 建築物により、テレビジョン放送の電波の著しい受信障害を受けると予測される者又は現に受けている者

オ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が当該建築物の高さの2倍以内における土地所有者等

カ 事業区域の境界線から幅員が4メートル以上の他の道路に接続するまでの間の幅員が4メートル未満の道路が、工事用車両の経路となる場合又は当該開発事業等の完了後主要通行路となる場合において、当該道路に接して土地を所有する者又は当該道路に接している敷地に建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者